

消防用設備等保守管理仕様書

1 目的 この仕様書は、消防法施行規則に基づき、春日部市教育センターの消防用設備等の管理業務に必要な事項を定めるものである。

2 業務場所 春日部市粕壁東三丁目2番15号 春日部市教育センター

3 期間 令和8年4月1日より令和9年3月31日まで

4 保守管理設備及び保守点検方法

保守名	設備名	保守管理機器	保守点検方法
火災報知機 保守管理	自動火災報知機 設備	受信機P型1級 25回線 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 発信機1級 電鈴 消火栓始動装置 表示灯 配線点検（総合点検のみ）	1面 116個 11個 29個 11個 13個 1式 11個 1式
	防排煙設備	連動操作盤5回線 煙感知器 防火扉 シャッター ブザー 配線点検（総合点検のみ）	1面 9個 4個 2個 2個 1式
非常用予備 発電装置保 守管理	非常用予備発電 装置	非常用予備発電装置	1基 外観及び機能 点検 負荷運転（年 1回）
非常放送設 備保守管理	非常放送設備	放送設備 時計設備 テレビ共聴設備 身体障がい者用トイレ呼び出し設備 情報サロンシステム	各機器の点検 動作チェック 目視点検 機器の清掃 (8月、2月)
防火対象物 点検報告	防火対象物点検		点検項目確認 報告書類作成

- 5 報 告 点検終了後、消防庁告示に定める様式で報告書を提出すること。
- 6 支 払 方 法 業務終了後、年1回払いとする。
- 7 特 記 事 項 機器に故障が発生した場合は、早急に訪問し、調査を行なうものとする。
調査の結果、軽微な故障（ヒューズ交換、電球交換等）の場合、機器の交換を行なうものとする。この訪問に関する出張料・工賃は契約金額に含まれる。
軽微な故障以外の消防設備の故障については、双方協議して対応するものとする。
非常用予備発電装置の負荷運転の実施日については、発注者の指定する日（教育センター臨時休館日）とする。
教育センターにて防災訓練を行なう際には、職員を派遣して監督、協力するものとし、それに関する経費は契約金額に含まれる。

業務対象機器一覧表

対象機器			数量	単位
消火器設備	A B C 粉末 10型		24	本
	二酸化炭素 15型		4	本
屋内消火栓設備	水源 床下受水槽	9.4 m ³	1	式
	加圧送水装置 ポンプ方式		1	台
	屋内消火栓箱 1号消火栓 埋込型		11	基
非常用予備発電装置	非常用予備発電装置	47.5kVA 200V	1	基
誘導灯設備	避難口誘導灯		25	台
	通路誘導灯		9	台
	階段通路誘導灯		8	台
ハロゲン化物 消火設備	消火剤貯蔵容器	50kg×681	12	本
	起動装置	1kg×21	5	台
自動火災報知 設備	受信機	ホーチキ RPL-A24A	1	台
	感知器	差動式スポット型	116	個
		定温式スポット型	11	個
		光電式非蓄積	29	個
	地区音響装置		13	台
	発信機		11	台
防排煙制御設 備	連動操作盤	ホーチキ RCL-A24A	1	台
	手動開閉装置		2	箇所
	煙感知器	光電式	9	箇所
	自動開錠装置	防火扉	4	箇所
	自動開錠装置	シャッター	2	箇所
非常放送設備	非常放送設備	別添構成表のとおり	1	式

【点検基準】 消火器具

1 外観点検

(1) 設置状況

ア 設置場所

通行又は避難に支障がなく、かつ、消火器については消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあるかどうかを確認すること。

イ 設置間隔

防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であるかどうかを確認すること。

ウ 適応性

設置した場所の消火に適応する消火器具であるかどうかを確認すること。

エ 耐震措置

転倒により消火薬剤が漏出するおそれのある消火器にあっては、震動等による転倒を防止するための適當な措置が講じられているかどうかを確認すること。

(2) 表示および標識

損傷、汚損、脱落、不鮮明なもの等がなく、所定のものが設けられているかどうかを確認すること。

(3) 消火器

ア 本体容器

消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

イ 安全栓

変形、損傷等がなく、確実に装着されているかどうかを確認すること。

ウ 押し金具及びレバー等の操作装置

変形、損傷等がなく、確実にセットされているかどうかを確認すること。

エ 安全栓の封

損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられているかどうかを確認すること。

オ キャップ

変形、損傷等がなく、緊結されているかどうかを確認すること。

カ ホース

変形、損傷、老化、つまり等がなく、本体容器と緊結されているかどうかを確認すること。

キ ノズル、ホーン及びノズル栓

変形、損傷、老化、つまり等がなく、ホースと緊結されており、二酸化炭素消火器にあっては、ホーン握りの脱落がないかどうかを確認すること。

ク 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力計が適正であるかどうかを確認すること。

ケ 圧力調整器

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

- コ 安全弁
変形、損傷等がなく、緊結されているかどうかを確認すること。
- サ 保持装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、消火器を容易に取りはずせるかどうかを確認すること。
- シ 車輪（車載式消火器に限る。）
変形、損傷等がなく、円滑に回転するかどうかを確認すること。
- ス ガス導入管（車載式消火器に限る。）
変形、損傷等がなく、確実に取り付けられているかどうかを確認すること。
- セ 使用済みの表示装置
変形、損傷、脱落等がなく、作動していないかどうかを確認すること。

(4) 簡易消火用具

- ア 外形
水バケツ及び水槽に、変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。
- イ 水量等
水槽の水、乾燥砂、膨張ひる石又は傍聴真珠岩が規定量あるかどうかを確認すること。

2 機能点検

消火器のうち製造年から3年（化学泡消火器及び酸アルカリ消火器にあっては、設置後1年）を経過したもの又は外観点検により、本体容器、安全栓の封、指示圧力計、使用済みの表示装置等に異常が認められたものについて実施すること。この場合において、3年を経過したもののうち、蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）及び加圧式の粉末消火器にあっては、抜取り方式により点検を行うことができる。

(1) 本体容器及び内筒等

- ア 本体容器
内面に腐食、防鏽材料の脱落等がないかどうかを確認すること。
- イ 内筒及びアンプル等
損傷、腐食、漏れ等がないかどうかを確認すること。
- ウ 液面表示
明確に表示されているかどうかを確認すること。

(2) 消火薬剤

- ア 性状
変色、腐敗、沈殿物、汚れ等がなく、粉末消火薬剤にあっては、固化がないかどうかを確認すること。
- イ 消火薬剤量
所定量あるかどうかを確認すること。

(3) 加圧用ガス容器

著しい腐食等がなく、加圧用ガスは所定量あるかどうかを確認すること。

(4) カッター及び押し金具

変形、損傷等がなく、操作用のレバー、ハンドル等を操作した場合、カッター及び押し金具が確実に作動するかどうかを確認すること。

(5) ホース

ホース及びホース接続部につまり等がないかどうかを確認すること。

(6) 開閉式ノズル及び切替式ノズル

開閉又は切替操作が容易にできるかどうかを確認すること。

(7) 指示圧力計、使用済みの表示装置

正常に作動するかどうかを確認すること。

(8) 圧力調整器

正常に作動するかどうかを確認すること。

(9) 安全弁及び減圧孔（排圧栓を含む。）

変形、損傷、つまり等がなく、確実に作動するかどうかを確認すること。

(10) 封板及びパッキン

ア 粉上り防止用封板

変形、損傷等がなく、確実に取り付けられているかどうかを確認すること。

イ パッキン

変形、損傷、老化等がないかどうかを確認すること。

(11) サイホン管及びガス導入管

変形、損傷、つまり等がなく、確実に取り付けられているかどうかを確認すること。

(12) ろ過網

損傷、腐食、つまり等がないかどうかを確認すること。

(13) ピストン及びシリンダー

変形、損傷、パッキンの老化等による機能低下がないかどうかを確認すること。

(14) 通気弁

変形、損傷、つまり等がなく、確実に作動するかどうかを確認すること。

(15) 放射能力

二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び車載式の消火器以外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射能力に異常がないかどうかを確認すること。

【点検基準】 屋内消火栓設備

1 外観点検

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐敗等がないかどうかを確認すること。

イ 水量

規定の水量が確保されているかどうかを確認すること。

ウ 水位計及び圧力計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であるかどうかを確認すること。

エ バルブ類

排水管、補給水管、給水管等のバルブ類に漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であるかどうかを確認すること。

(2) 電動機の制御装置

ア 制御盤

(ア) 周囲の状況

周囲の点検上及び使用上の障害となるものがないかどうかを確認すること。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

イ 電圧計

変形、損傷等がなく、電圧が適正であるかどうかを確認すること。

ウ 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落等がなく、開閉位置が正常であるかどうかを確認すること。

エ 表示

適正にされているかどうかを確認すること。

オ 予備品等

ヒューズ、電球等の予備品及び回路図等が備えてあるかどうかを確認すること。

(3) 起動装置

ア 直接操作部

(ア) 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものなく、表示が適正にされているかどうかを確認すること。

(イ) 外形

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

イ 遠隔操作部

(ア) 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものなく、操作部が消火栓箱内部又はその直近に設けられており、表示が適正にされているかどうかを確

認すること。

(イ) 外形

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

ウ 遠隔起動部（消防法施行令（昭和36年政令37号。以下「令」という。）第11条第3項第2号の基準により設置される屋内消火栓設備（以下「2号消火栓」という。）に限る。）

(ア) 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないかどうかを確認すること。

(イ) 外形

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

エ 起動用水圧開閉装置

(ア) 圧力スイッチ

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

(イ) 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であるかどうかを確認すること。

(4) 加圧送水装置

ポンプ及び電動機等に変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

(5) 呼水装置

ア 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あるかどうかを確認すること。

イ バルブ類

呼水管等のバルブ類に漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であるかどうかを確認すること。

(6) 配管

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されてなく、バルブ類の開閉位置が正常であるかどうかを確認すること。

(7) 消火栓箱等

ア 消火栓箱

(ア) 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものなく、消火栓である旨の表示が適正にされているかどうかを確認すること。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が確実にできるかどうかを確認すること。

イ ホース及びノズル

(ア) 令第 11 条第 3 項第 1 号の基準により設置される屋内消火栓設備（以下「1号消火栓」という。）

収納状態でのホース及びノズルに変形、損傷等がなく、必要本数が正常に収納されているかどうかを確認すること。

(イ) 2号消火栓

ホース、ノズル及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷等がなく、正常に収納されているかどうかを確認すること。

ウ 消火栓開閉弁

漏れ、変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯しているかどうかを確認すること。

オ 使用表示

適正に取り付けられているかどうかを確認すること。

(8) 非常用予備発電装置

ア 非常用予備発電装置

(ア) 設置状況

周囲の状況、水の浸透、換気、照明、標識等、正常に設置されているか確認すること。

(イ) 高圧受電盤、配分電盤

外形、表示、計器類等について、正常であるか確認すること。

(ウ) その他

変圧器、コンデンサー、開閉器・遮断機、設置、結線接続、耐震措置等について、正常であるか確認すること。

2 機能点検

(1) 水源

ア 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がないかどうかを確認すること。

イ 給水装置

変形、損傷、著しい腐敗等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

ウ 水位計及び圧力計

正常に作動するかどうかを確認すること。

エ バルブ類

開閉操作が容易にできるかどうかを確認すること。

(2) 電動機の制御装置

ア 開閉器及びスイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉機能が正常であるかどうかを確認すること。

イ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているかどうかを確認すること。

ウ 繼電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこり等の付着がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

エ 表示灯

正常に点灯するかどうかを確認すること。

オ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認すること。

カ 接地

著しい腐敗、断線等の損傷がないかどうかを確認すること。

(3) 起動装置

ア 直接操作部

機能が正常であるかどうかを確認すること。

イ 遠隔操作部

押しボタン（自動火災報知設備の発信機と連動するものにあってはP型発信機）、開閉弁の開放等の操作により、遠隔操作部の機能が正常であるかどうかを確認すること。

ウ 遠隔操作部（2号消火栓に限る。）

開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動する遠隔起動部の機能が正常であるかどうかを確認すること。

エ 起動用水圧開閉装置

圧力スイッチの端子の緩み等がなく、設定圧力値が設置図面のとおりであり、作動圧力値が適正であるかどうかを確認すること。

(4) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機

a 回転軸

回転が円滑であるかどうかを確認すること。

b 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされているかどうかを確認すること。

c 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

d 本体

機能が正常であるかどうかを確認すること。

(イ) ポンプ

a 回転軸

回転が円滑であるかどうかを確認すること。

b 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされているかどうかを確認すること。

c グランド部

著しい漏水がないかどうかを確認すること。

d 連成計及び圧力計

正常に作動するかどうかを確認すること。

e 性能

適正であるかどうかを確認すること。

イ 高架水槽方式

所定の圧力が得られているかどうかを確認すること。

ウ 圧力水槽方式

圧力の自然低下防止装置が正常に作動するかどうかを確認すること。

エ 減圧のための措置

減圧弁等に漏れ、変形、損傷等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

(5) 呼水装置

ア バルブ類

開閉操作が容易にできるかどうかを確認すること。

イ 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

ウ 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

エ フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であるかどうかを確認すること。

(6) 配管

ア バルブ類

開閉操作が容易にできるかどうかを確認すること。

イ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないかどうかを確認すること。

ウ 逃し配管

排水が適正であるかどうかを確認すること。

(7) 消火栓箱等

ア ホース及びノズル

(ア) 1号消火栓

損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱ができるかどうかを確認すること。

(イ) 2号消火栓

損傷、著しい腐食等がなく、ノズルの手元開閉装置にあっては操作が容易にできるかどうかを確認すること。

イ 消火栓開閉弁

開閉操作が容易にできるかどうかを確認すること。

(8) 耐震措置

アンカーボルト、可とう式管継手等に変形、損傷等がなく、耐震措置が適正に行われているかどうかを確認すること。

3 総合点検

非常用予備発電装置を起動させ非常電源に切り替えた状態で、直接操作部又は遠隔操作部により加圧送水装置を起動させ、任意の屋内消火栓により放水し負荷試験を行い、次の事項について確認すること。

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等

(ア) 加圧送水装置が正常に作動すること。

(イ) 表示、警報等が適正に行われること。

(ウ) 電動機の運転電流が適正であること。

(エ) 運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は、異常な振動、発熱等がないこと。

イ 放水圧力

放水圧力が規定圧力範囲内であること。

ウ 放水量

放水量が規定量以上であること。

(2) 高架水槽方式及び圧力水槽方式

ア 放水圧力

放水圧力が規定圧力範囲内であること。

イ 放水量

放水量が規定量以上であること。

(3) 操作性（2号消火栓に限る。）

ホースの延長、格納等が容易にできること。

【点検基準】

1 外観点検

(1) 誘導灯

ア 非常電源（内蔵型のものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

(イ) 表示

適正にされているかどうかを確認すること。

イ 外箱及び表示面

(ア) 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないかどうかを確認すること。

(イ) 視認障害

規定の高さ及び所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないかどうかを確認すること。

(ウ) 表示

適正にされているかどうかを確認すること。

(エ) 光源

ちらつき、影等がなく、正常に点灯しているかどうかを確認すること。

(2) 誘導標識

(ア) 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないかどうかを確認すること。

(イ) 視認障害

規定の高さ及び所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないかどうかを確認すること。

(ウ) 採光

識別に十分な採光があるかどうかを確認すること。

2 機能点検（誘導標識を除く。）

(1) 光源

汚損、劣化等がないかどうかを確認すること。

(2) 点検スイッチ

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、切替機能が正常であるかどうかを確認すること。

(3) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているかどうかを確認すること。

(4) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認すること。

(5) 非常電源

機能が正常であるかどうかを確認すること。

【点検基準】

1 外観点検

(1) 蓄圧式ハロゲン化物消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されているかどうかを確認すること。

(イ) 設置状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないかどうかを確認すること。

(ウ) 表示および標識

適正に設けられているかどうかを確認すること。

イ 容器弁等

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

ウ 容器弁開放装置

変形、損傷、脱落等がないかどうかを確認すること。

エ 連結管及び集合管

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

(2) 加圧式ハロゲン化物消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵タンク

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、タンク本体は取付枠に確実に固定されているかどうかを確認すること。

(イ) 設置状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないかどうかを確認すること。

(ウ) 表示および標識

適正に設けられているかどうかを確認すること。

(エ) 安全装置

放出口のつまり等がないかどうかを確認すること。

イ 放出弁

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

ウ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であるかどうかを確認すること。

エ 加圧用ガス容器等

(ア) 加圧用ガス容器

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されているかどうかを確認すること。

b 設置状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないかどうかを確認すること。

c 表示及び標識

適正に設けられているかどうかを確認すること。

(イ) 容器弁等

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

(ウ) 容器弁開放装置

変形、損傷、脱落等がないかどうかを確認すること。

(エ) 圧力調整器

変形、損傷、脱落等がないかどうかを確認すること。

オ 連結管及び集合管

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

(3) 起動用ガス容器等

ア 起動用ガス容器

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が確実にできるかどうかを確認すること。

(イ) 標識

適正に設けられているかどうかを確認すること。

イ 容器弁等

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

ウ 容器弁開放装置

変形、損傷、脱落等がないかどうかを確認すること。

(4) 選択弁

ア 本体

(ア) 外形

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

(イ) 表示

選択弁である旨及びいずれの防護区画等の選択弁であるかの旨の表示が適正にされているかどうかを確認すること。

イ 開放装置

変形、損傷、脱落等がないかどうかを確認すること。

(5) 操作管及び逆止弁

変形、損傷等がなく、取付位置及び方向等が適正であるかどうかを確認すること。

(6) 起動装置

ア 手動式起動装置

(ア) 周囲の状況

操作箱の周囲に点検上及び使用上の障害となるものがなく、手動式起動装置である旨及び保安上の注意事項等の表示が適正にされているかどうかを確認すること。

(イ) 外形

操作箱は変形、損傷、著しい腐食等がなく、確実に固定されているかどうかを確認すること。

(ウ) 電源表示灯

点灯しているかどうかを確認すること。

イ 自動式起動装置

(ア) 火災感知装置

自動火災報知設備の点検の基準に準じて確認すること。

(イ) 自動・手動切替装置

変形、損傷、脱落等がなく、切替位置が正常であるかどうかを確認すること。

(7) 警報装置

変形、損傷、脱落等がないかどうかを確認すること。

(8) 制御装置

ア 制御盤

(ア) 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないかどうかを確認すること。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

イ 電圧計

変形、損傷等がなく、電圧が適切であるかどうかを確認すること。

ウ 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落等がなく、開閉位置が正常であるかどうかを確認すること。

エ 表示

適正にされているかどうかを確認すること。

オ 予備品等

ヒューズ、電球等の予備品及び回路図等が備えてあるかどうかを確認すること。

(9) 配管

損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないかどうかを確認すること。

(10) 放出表示灯

変形、損傷、脱落等がなく、適正に設けられているかどうかを確認すること。

(11) 噴射ヘッド

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないかどうかを確認すること。

イ 周囲に放射障害となるものがないかどうかを確認すること。

(12) 防護区画

ア 区画変更

間仕切変更等による防護区画及び開口部面積の変更がないかどうかを確認すること。

イ 開口部の自動閉鎖装置

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

(13) 非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

イ 表示

適正に表示されているかどうかを確認すること。

(14) ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁

ア 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないかどうかを確認すること。

イ 外形

格納状態でのホース等に変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

(15) 表示灯及び標識（移動式に限る。）

表示灯及び移動式ハロゲン化物消火設備である旨の標識が適正に設けられているかどうかを確認すること。

2 機能点検

(1) 蓄圧式ハロゲン化物消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤量

規定量以上貯蔵されているかどうかを確認すること。

イ 容器弁開放装置

(ア) 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動するかどうかを確認すること。

(イ) ガス圧式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動するかどうかを確認すること。

ウ 連結管及び集合管

接続部の緩み等がないかどうかを確認すること。

(2) 加圧式ハロゲン化物消火薬剤貯蔵容器等

- ア 消火薬剤量
規定量以上貯蔵されているかどうかを確認すること。
 - イ 放出弁
締付部の緩み等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。
 - ウ バルブ類
開閉操作が容易にできるかどうかを確認すること。
 - エ 加圧用ガス容器等
 - (ア) ガス量
規定量以上貯蔵されているかどうかを確認すること。
 - (イ) 容器弁開放装置
 - a 電気式の容器弁開放装置
端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動するかどうかを確認すること。
 - b ガス圧式の容器弁開放装置
ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動するかどうかを確認すること。
 - (ウ) 圧力調整器
ガス漏れがなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。
 - オ 連結管及び集合管
接続部の緩み等がないかどうかを確認すること。
- (3) 起動用ガス容器等
- ア ガス量
規定量以上貯蔵されているかどうかを確認すること。
 - イ 容器弁開放装置
端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動するかどうかを確認すること。
- (4) 選択弁
- ア 本体
締付部の緩み等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。
 - イ 開放装置
 - (ア) 電気式の選択弁開放装置
端子の緩み等がなく、確実に作動するかどうかを確認すること。
 - (イ) ガス圧式の容器弁開放装置
ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、確実に作動するかどうかを確認すること。
- (5) 操作管及び逆止弁
- 接続部の緩み等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。
- (6) 起動装置
- ア 手動式起動装置

(ア) 操作箱

扉の開閉機能が正常であるかどうかを確認すること。

(イ) 警報用スイッチ

変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

(ウ) 押しボタン等

放出用スイッチ及び非常停止用押しボタン等の変形、損傷等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

(エ) 表示灯

正常に点灯するかどうかを確認すること。

イ 自動式起動装置

(ア) 火災感知装置

自動火災報知設備の点検の基準に準じて確認すること。

(イ) 自動・手動切替装置

切替機能が正常であるかどうかを確認すること。

(ウ) 自動・手動切替表示灯

正常に点灯するかどうかを確認すること。

(7) 警報装置

ア 音響警報

正常に鳴動し、その音量が適正であるかどうかを確認すること。

イ 音声警報

正常に鳴動し、その音量が適正で、かつ、起動した場合必ず注意音を発した後、音声を発するかどうかを確認すること。

(8) 制御装置

ア 開閉器及びスイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉機能が正常であるかどうかを確認すること。

イ 遅延装置

設定及び作動时限が適正であるかどうかを確認すること。

ウ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているかどうかを確認すること。

エ 繼電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこり等の付着がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

オ 表示灯

正常に点灯するかどうかを確認すること。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認すること。

キ 接地

著しい腐食、断線等の損傷がないかどうかを確認すること。

(9) 放出表示灯

正常に点灯するかどうかを確認すること。

(10) 防護区画

開口部の自動閉鎖装置の機能が正常であるかどうかを確認すること。

(11) 非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 端子電圧

規定値以上であるかどうかを確認すること。

イ 切替装置

非常電源を停止状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わるかどうかを確認すること。

ウ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないかどうかを確認すること。

エ 結線接続

蓄電池端子等と配線との接続部に変形、損傷、緩み、著しい腐食、焼損等がないかどうかを確認すること。

(12) ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁

ア ホース

損傷、老化、接続部の緩み等がなく、所定の長さのものであるかどうかを確認すること。

イ ホースリール

ホースの引出し、格納等が容易にできるかどうかを確認すること。

ウ ノズル

著しい腐食、つまり等がなく、危害防止のための措置がされているかどうかを確認すること。

エ ノズル開閉弁

開閉操作が容易にできるかどうかを確認すること。

(13) 耐震措置

アンカーボルト、可とう式管継手等に変形、損傷等がなく、耐震措置が適正に行われているかどうかを確認すること。

3 総合点検

(1) 全域放出方式及び局所放出方式

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動装置の操作又は自動式起動装置の作動により起動させ、次の事項を確認すること。ただし、消火薬剤放射は、任意の防護区画等で貯蔵薬剤量の10パーセント相当の試験用ガスを放射して行うこと。

ア 全域放出方式

(ア) 警報装置が確実に作動すること。

(イ) 遅延装置が確実に作動すること。

(ウ) 開口部等の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。

(エ) 指定の防護区画の起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(オ) 配管からの試験用ガスの漏れがないこと。

(カ) 放出表示灯が確実に点灯すること。

イ 局所放出方式

(ア) 警報装置が確実に作動すること。

(イ) 指定の系統の起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(ウ) 配管からの試験用ガスの漏れがないこと。

(2) 移動式

手動式起動操作部の操作により起動させ、次の事項を確認すること。ただし、消火薬剤放射は、ユニット5個以上ごとに任意のユニットで貯蔵容器1本相当の試験用ガスを放射して行うこと。

ア ノズル開閉弁に異常がなく、試験用ガスが放射されること。

イ ホース及びホース接続部から試験用ガスの漏れがないこと。

【点検基準】 自動火災報知設備

1 外観点検

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

イ 表示

適正にされているかどうかを確認すること。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないかどうかを確認すること。

イ 外形

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

ウ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないかどうかを確認すること。

エ 電圧計

変形、損傷等がなく、電圧が適正であるかどうかを確認すること。

オ スイッチ類

開閉位置が正常であるかどうかを確認すること。

カ 表示

適正にされているかどうかを確認すること。

キ 予備品等

(ア) ヒューズ、電球等の予備品、回路図及び表示温度等設定一覧図（アナログ式のものに限る。）等が備えてあるかどうかを確認すること。

(イ) 感知器の感度、火災表示機能、電源等を自動的に又は簡単な操作により試験し、かつ、その結果を自動的に記録する機能（以下「自動試験機能」という。）を有するものにあっては、システムブロック図（感知器、中継器及び受信機の系統図のうち、自動試験機能を有しない感知器を区分しているものをいう。）が備えてあるかどうかを確認すること。

ク 設定表示温度等

アナログ式感知器の設定表示温度等が適正であるかどうかを確認すること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

設置後の用途変更、間仕切変更等によって未警戒の部分がないかどうかを確認すること。

(イ) 感知区域

設定が適正であるかどうかを確認すること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられているかどうかを確認すること。

(エ) 機能障害

感知部の機能障害となる塗装等がなく、熱気流又は煙の流動を妨げるものがないかどうかを確認すること。

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないかどうかを確認すること。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないかどうかを確認すること。

(5) 標識

ア 標識板

(ア) 外形

変形、損傷、脱落、汚損等がないかどうかを確認すること。

(イ) 常夜灯

点灯しているかどうかを確認すること。

イ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯しているかどうかを確認すること。

(6) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないかどうかを確認すること。

2 機能点検（自動試験機能を有する自動火災報知設備に係るものを除く。）

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 端子電圧

規定値以上であるかどうかを確認すること。

イ 切替装置

常用電源を停止状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、非常電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わるかどうかを確認すること。

ウ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないかどうかを確認すること。

エ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認すること。

(2) 受信機及び中継器

ア スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉機能が正常であるかどうかを確認すること。

イ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているかどうかを確認すること。

ウ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこり等の付着がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

エ 表示灯

正常に点灯するかどうかを確認すること。

オ 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行えるかどうかを確認すること。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認すること。

キ 接地

著しい腐食、断線等の損傷がないかどうかを確認すること。

ク 附属装置

附属装置試験を行い、火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないかどうかを確認すること。

ケ 火災表示等

(ア) 蓄積式

火災表示試験を行い、蓄積機能及び火災表示が適正であるかどうかを確認すること。

(イ) アナログ式

火災表示試験を行い、火災表示が適正であるかどうかを確認すること。

(ウ) 二信号式

火災表示試験を行い、第一信号及び第二信号による火災表示が適正であるかどうかを確認すること。

(エ) その他

火災表示試験を行い、火災表示が適正であるかどうかを確認すること。

コ 注意表示

アナログ式のものにあっては、注意表示試験を行い、注意表示が適正であるかどうかを確認すること。

サ 回路導通

回路導通試験を行い、試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通するかどうかを確認すること。

(3) 感知器

ア 熱感知器（多信号感知器を除く。以下同じ。）

(ア) スポット型

加熱試験を行った場合、確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるかどうかを確認すること。

(イ) 分布型

a 空気管式

火災作動試験及び作動継続試験を行った場合、作動及び作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であるかどうかを確認すること。

b 熱電対式及び熱半導体式

火災作動試験及び回路合成抵抗試験を行った場合、作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であるかどうかを確認すること。

(ウ) 感知線型

回路合成抵抗試験を行った場合、合成抵抗値が所定値以内であり、かつ、回路試験器を操作して警戒区域の表示が適正であるかどうかを確認すること。

イ 煙感知器（多信号感知器を除く。以下同じ。）

(ア) スポット型

加煙試験を行った場合、確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるかどうかを確認すること。

(イ) 分離型

減光フィルターを用いて作動試験を行った場合、確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるかどうかを確認すること。

ウ 炎感知器

炎感知器用作動試験器により、赤外線又は紫外線を照射した場合、確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるかどうかを確認すること。

エ 多信号感知器（複合式のものを含む。）

その有する機能に応じて、ア及びイに準じて確認すること。

(4) 発信機

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動するかどうかを確認すること。なお、確認灯のあるものにあっては、点灯するかどうかを確認すること。

(5) 音響装置

ア 音量等

音量及び音色が他の機械の騒音等と区別して聞きとれるかどうかを確認すること。

イ 鳴動方式

一斉鳴動、区分鳴動又は相互鳴動の機能を有するものにあっては、鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動するかどうかを確認すること。

(6) 蓄積機能（蓄積機能を有しているものに限る。）

ア 感知器の作動試験を行った場合、火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であるかどうかを確認すること。

イ アナログ式のものにあっては、アに準ずるほか、注意表示試験を行った場合、

注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であるかどうかを確認すること。

(7) 二信号機能（二信号機能を有しているものに限る。）

感知器の作動試験を行った場合、第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であるかどうかを確認すること。

3 機能点検（自動試験機能を有する自動火災報知設備に係るものに限る。）

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵電源に限る。）

容量、切替装置、結線接続等に係る異常がないかどうかを記録装置の記録により確認すること。

(2) 受信機及び中継器

ア 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行えるかどうかを確認すること。

イ 接地

著しい腐食、断線等の損傷がないかどうかを確認すること。

ウ 附属装置

附属装置試験を行い、火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないかどうかを確認すること。

エ 火災表示

火災表示試験を行い、火災表示が適正であるかどうかを確認すること。また、火災灯、地区表示装置、主音響装置及び地区音響装置に係る異常がないかどうかを記録装置の記録により確認すること。

オ 注意表示

アナログ式のものにあっては、注意表示試験を行い、注意表示が適正であるかどうかを確認すること。

カ 制御機能及び電路

制御機能及び電路に係る異常がないかどうかを記録装置の記録により確認すること。

キ 記録装置

火災表示試験等の際に自動的に記録が行われるかどうかを確認すること。

(3) 感知器

感知器に係る異常がないかどうかを記録装置の記録により確認すること。

(4) 発信機

押しボタン又は送受信機を操作した際、確実に作動するかどうかを確認すること。なお、確認灯のあるものにあっては、点灯するかどうかを確認すること。

(5) 音響装置

ア 音量等

音量及び音色が他の機械の騒音等と区別して聞きとれるかどうかを確認すること。

イ 鳴動方式

一斉鳴動、区分鳴動又は相互鳴動の機能を有するものにあっては、鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動するかどうかを確認すること。

(6) 蓄積機能（蓄積機能を有しているものに限る。）

ア 火災表示試験を行った場合、火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であるかどうかを確認すること。

イ アナログ式のものにあっては、アに準ずるほか、注意表示試験を行った場合、注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であるかどうかを確認すること。

(7) 二信号機能（二信号機能を有しているものに限る。）

火災表示試験を行った場合、第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であるかどうかを確認すること。

4 総合点検（自動試験機能を有する自動火災報知設備に係るものを除く。）

次の事項を確認すること。

(1) 同時作動

同時作動試験を行った場合、機能が正常であること。

(2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度

感度試験を行った場合、感度が正常であること。

(3) 地区音響装置の音圧

音響装置試験を行った場合、規定値以上の音圧があること。

(4) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合、火災表示、注意表示（アナログ式のものに限る。）及び音響装置の鳴動が正常であること。

5 総合点検（自動試験機能を有する自動火災報知設備に係るものに限る。）

次の事項を確認すること。

(1) 同時作動

同時作動試験を行った場合、機能が正常であること。

(2) 地区音響装置の音圧

音響装置試験を行った場合、規定値以上の音圧があること。

(3) 放送設備

ア 起動装置

(ア) 押しボタン等

機能が正常であるかどうかを確認すること。

(イ) 自動火災報知設備の発信機又は非常電話

起動が確実になされ、かつ、非常電話にあっては、親機の呼出し音及び
相互通話が明瞭であるかどうかを確認すること。

(ウ) 自動火災報知設備との連動（連動するものに限る。）

自動火災報知設備から起動のための信号が送信された際、自動的に作動し、かつ、相互の機能障害がないかどうかを確認すること。

イ 増幅器、操作部及び遠隔操作器

(ア) スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉機能が正常であるかどうかを確認すること。

(イ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているかどうかを確認すること。

(ウ) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこり等の付着がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

(エ) 計器類

電圧計及び出力計が正常に作動するかどうかを確認すること。

(オ) 表示灯

正常に点灯するかどうかを確認すること。

(カ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認すること。

(キ) 接地

著しい腐食、断線等の損傷がないかどうかを確認すること。

(ク) 回路選択

回路選択試験を行い、当該操作回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯するかどうかを確認すること。

(ケ) 2以上の操作部又は遠隔操作器

2以上の操作部又は遠隔操作器が設けてある場合にあっては、相互に作動させ、同時作動及び同時通話ができるかどうかを確認すること。

(コ) 遠隔操作器の連動

遠隔操作器を設けるものにあっては、いずれの操作スイッチを操作した場合でも双方の継電器、モニター、出力計等が正常に作動するかどうかを確認すること。

(サ) 非常用放送切替

一般放送停止試験を行い、一般放送状態から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動するかどうかを確認すること。

(シ) 回路短絡

回路短絡試験を行い、当該出力回路短絡保護回路が遮断し、かつ、その旨の表示をするとともに、他の回路に機能障害がないかどうかを確認すること。

(ス) 音声警報音

音声警報音を発するものにあっては、起動装置試験を行い、感知器発報

放送、火災放送及び非火災放送が正常であるかどうかを確認すること。

(セ) 火災音信号

火災音信号を発するものにあっては、起動装置試験を行い、音響が正常であるかどうかを確認すること。

(ソ) マイクロホン（音声警報音を発するものに限る。）

マイクロホンによる放送を行い、自動的に音声警報音が停止するかどうかを確認すること。

ウ スピーカー

(ア) 音量等

音量及び音色が他の機械の騒音等と区別して聞きとれるかどうかを確認すること。

(イ) 鳴動方式

一斉鳴動、区分鳴動又は相互鳴動の鳴動方式どおり鳴動するかどうかを確認すること。

(ウ) 音量調整器

非常用放送に支障がないかどうかを確認すること。

(4) 警鐘及びゴング等

機能が正常であるかどうかを確認すること。

3 総合点検

次の事項を確認すること。

(1) 音響装置及びスピーカーの音圧

音響装置及びスピーカーの試験を行った場合、規定値以上の音圧があること。

(2) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部又は遠隔操作器を操作した場合又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信した場合、火災表示並びに音響装置及びスピーカーの鳴動が正常であること。

構成表

No	品名	型式	員数	備考
	〈全館放送設備〉			
1	一般・非常放送架		1 架	
	120W用電力増幅器	WP-P43	2 台	
	プログラムコントローラ	WZ-635	1 台	
	10 局非常操作ユニット	WK-460A	〃	
	ミキサーユニット	WU-M50	〃	
	BGM演奏装置	WB-590	〃	
	BGM放送モード選択ユニット	WK-410	〃	
	カセットデッキ	RS-B905	〃	
	非常電源ユニット	WP-560	〃	
	電源制御ユニット	WU-L41A	〃	
	端子盤ユニット	WU-Q50A		
2	天井埋込スピーカ	WS-5100	99 台	
	天井埋込パネル	WS-4960	99 枚	
3	壁掛スピーカ	WS-1000	2 台	
4	アッテネータ	WZ-511/1	20 ケ	
5	電源カットリレー	WU-R40A	10 ケ	
6	トランペットスピーカ	WT-202B	1 台	
7	ダイナミックマイクロホン	WM-353	1 本	
8	床上型マイクスタンド	WN-501	〃	
9	卓上型マイクスタンド	WN-172	〃	

春日部市教育センター

構成表

春日部市教育センター

構成表

No	品名	型式	員数	備考
	<共聴システム>			
1	UHFアンテナ			
	UHF20素子アンテナ	TA-20ULKJ	1本	
	UHF20素子アンテナ	TA-20UMKJ	〃	
	UHFアンテナ側面マスト		〃	
2	VHF・AM・FMアンテナ			
	AMホイップ	WH-025A	1本	
	VHF12端子アンテナ	TA-12VWKJ	〃	
	FM5端子アンテナ	TA-5VS/FMKJ	〃	
	VHF・AM・FMアンテナ側面マスト		〃	
3	BSアンテナ			
	パラボラBSアンテナ	TA-BS2100	1本	
	BSアンテナ側面マスト		〃	
4	U+U共聴用混合器	TZ-6MW2U	1台	
5	VHF、オールバンド共聴用混合器	TZ-6MW2C/FMV	〃	
6	TV・ラジオ用混合(分波)器	TZ-MXWR	〃	
7	TV・ラジオ用4分岐器	TZ-1074W	〃	
8	TV・ラジオ用4分配器	TZ-774W	2台	
9	上りバスVHF、UHF増幅器	TZ-BW35PM	1台	
10	広帯域用増幅器	TZ-BHV20	〃	
11	双方向金剛分波器	TZ-SL1W	〃	
12	中継用直列ユニット	TZ-CMT77C	37台	
13	端末用直列ユニット	TZ-CMT77R	10台	

春日部市教育センター

構成表

春日部市教育センター

構成表

春日部市教育センター

構成表

春日部市教育センター

春日部市教育センター 消火設備配置図

